

月に施行されたが内容は。

答 投票を行うには、選挙人名簿への登録が必要であり、3、6、9、12月の1日を基準日とする定時登録と選挙の公示または告示の前日を基準日とする選挙時登録がある。名簿登録時、住民票を移してから現住所地に3カ月以上居住の必要があるが、住所異動と名簿登録基準日との関係で、国政選挙で投票できない方がいた。今回の改正により、旧住所地で住民票登録期間が3カ月以上あり、住み続けているれば旧住所地の名簿で登録された18歳以上の方で、転出後の新住所地の名簿に未登録の場合、転出直後の定時登録または選挙時登録の際には、旧住所地で名簿登録を行うこととなった。新たに選挙年齢に達する方も同様である。旧住所地に3カ月以上住民票の登録期間がある17歳の方が転出して、新住所地で18歳になったときに、住民票を移してから3カ月以上たっていないければ、旧住所地の名簿に登録され、選挙時に旧住所地で投票を行うことができるようになった。この改正については、6月19日以降に公示または告示

示される国政選挙から適用される。

問 18歳選挙権に関連し、新たに有権者となる方の一部が投票できない事態となっていた投票権の空白を解消する公選法の改正は、檀原市在住の一壮年の方からの公明党議員に対する1通のメールをきっかけとして実現した。17、19歳の選挙権を新たに有する転居者の対応は。

答 周知等はポスター等の掲示、チラシの配布を考えている。ナビプラザの大型LEDビジョンを使つての啓発も4月以降に計画している。選挙時の転出者への対応は従来から、選挙時に本市の選挙人名簿に登録されている方が転出され4カ月を経過していない場合は、「お知らせハガキ」を本人宛てに郵送しており、新住所地での選挙人名簿に登録がない場合は、本市で投票ができる旨の案内を印字している。今回の改正により、新たに本市の選挙人名簿に登録される方も、同様に「お知らせハガキ」を郵送し、周知する。

一般質問
亀甲 義明
(公明党)
医大周辺のまちづくり
と
新
駅

問 平成28年度予算に医大周辺地区まちづくり検討業務委託料を計上しているが、現在の進捗状況は。

答 医大の教育部門の移転やその後の現医大敷地内の病院機能の再配置計画などについて引き続き検討しており、ブランドデザインに関して示せる状況ではなく、本市としては、先行して取り組むことができる事業等を県との役割分担のもとで積極的に取り組んでいる。28年度のまちづくり検討業務は、県のブランドデザイン、基本構想を受けたものではなく、市の取り組みの一環として、新キャンパス計画用地の西側エリアを対象として、新キャンパスと地域が有するポテンシャルを生かした秩序あるまちづくりの可能性を検討するものである。
問 市としてのブランドデザ

インは何かあるのか。

答 本市独自のブランドデザインというものは策定していないが、27年度にまちづくり検討業務を実施し、景観や環境に配慮した新キャンパスの隣接エリアにふさわしい土地利用の方向性は示している。

問 市長の施政方針の中に「医学の視点を生かした新しいビジネスモデルや製品を生み出す」という部分があったが、新しいビジネスモデルや製品とはどういうものか。

答 原則的には、医大が提唱しているMBT構想(医学を基礎とするまちづくり)がそれに該当するものと考えている。

問 医大周辺のまちづくりに関しては、新駅の話もあると思うが現状は。

答 新駅に関して地元が全額負担する請願駅との話もあったが、鉄道事業者にも整備費用の一部を負担してもらえりような駅を目指しており、また平成27年3月20日に県と締結した「まちづくりに関する包括協定」に医大周辺地区が含まれている。協定締結時の記者会見で知事から「JR西日本の新奈良駅の設置と同じ

ような方法でいかかかと、私

が近鉄と直接交渉したい」という趣旨の発言があり、その後の尽力により近鉄側の一定の理解を得ることができ、新駅の整備費について、県、市、近鉄がそれぞれ等分の負担をするということ合意し、昨年12月から県、市、近鉄による3者協議がスタートした。

また県、医大、市、中和土木事務所等々が参加する医大周辺まちづくりプロジェクト調整会議を設置し、計15回の会議を開催している。この会議では、それぞれの立場における考え方や各年度に実施する事業やスケジュール、地元調整など多岐にわたる内容において、情報共有に努め、調整してきた。

問 新駅設置に向けての今後のスケジュールはどうなっているか。

答 グランドデザイン自身が見せない状況であり、関係者とともに早期にスケジュールを共有して取り組んでいきたいと考えているが、まだ新駅に関する明確なスケジュールは定まっていない。
問 平成33年に新キャンパスがオープン予定であり、それ